チ点　北緯四十三度二十三分〇九秒三三九二　東経百四十五度四十九分五十八秒〇三六
リ点　北緯四十三度二十三分〇九秒六九五八　東経百四十五度四十六分五十七秒五六〇九
テ点　北緯四十三度二十三分十一秒〇二〇〇　東経百四十五度四十六分五十六秒六六八二
ト点　北緯四十三度二十三分十一秒五五三六　東経百四十五度四十六分五十六秒二一五二
ナ点　北緯四十三度二十三分十二秒二八一五　東経百四十五度四十六分五十四秒六三三四

（琵瑶瑁地区）

根室市琵瑤瑁三丁目十九番の一南角に設置された標柱（イ点）から琵瑤瑁埼東端に引いた線、当該イ点から三百八度三百五十七メートルの地点（ロ点）に引いた線、ロ点から十二度九百九メートルの地点（ハ点）に引いた線、ハ点から三十七度八百三十メートルの地点（ニ点）に引いた線、ニ点から納沙布岬東端まで引いた線及び水際線により囲まれた地域並びに水域内の島しょ

（琵瑤瑁地区）

納沙布岬東端から琵瑤瑁埼東端に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

○農林水産省告示第二百九十七号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第六項の規定に基づき、昭和三十八年二月十四日農林省告示第百五十号（漁港を指定する件）で指定した北海道温根元漁港については、その指定を取り消す。

平成二十二年二月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

○農林水産省告示第二百九十八号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第六項の規定に基づき、昭和三十八年二月十四日農林省告示第百五十号（漁港を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

北海道の部温根元の項を削る。

○国土交通省告示第六十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、常滑都市計画事業常滑西特定土地区画整理事業に係る施行規程の変更及び事業計画の変更について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年二月八日

国土交通大臣　前原　誠司

一　縦覧開始の日　平成二十二年二月九日（縦覧期間二週間）
二　縦覧場所　愛知県常滑市榎戸字午新田二百三十二番地　独立行政法人都市再生機構常滑開発事務所
三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第六十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、橋本都市計画事業橋本隅田土地区画整理事業に係る施行規程の変更（第2回）及び事業計画の変更（第2回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年二月八日

国土交通大臣　前原　誠司

一　縦覧開始の日　平成二十二年二月九日（縦覧期間二週間）
二　縦覧場所　和歌山県橋本市三石台三丁目二十六番地八　独立行政法人都市再生機構橋本開発事務所
三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第六十五号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年二月八日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録建築物調査機関の名称　株式会社住宅性能評価センター
二　住所　東京都新宿区新宿二丁目三番十一号
三　代表者氏名　代表取締役社長　田野邉幸裕
四　登録年月日　平成二十二年一月二十八日
五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地　株式会社住宅性能評価センター本社　東京都新宿区新宿二丁目三番十一号

○国土交通省告示第六十六号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月八日

国土交通大臣　前原　誠司

本則の表利率の欄中「一・四パーセント」を「一・五パーセント」に改める。

附則第三項の表一の項中「一・六パーセント」を「一・七パーセント」に、同表二の項中「一・六パーセント」を「一・八パーセント」に改め、同表三の項利率の欄を次のように改める。

一・七パーセント（用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子）	一・七パーセント（用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子）
無利子	一・八パーセント（用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子）

附則第三項の表四の項中「一・六パーセント」を「一・八パーセント」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、独立行政法人都市再生機構がこの告示の施行の日以降に締結する独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○東北地方整備局告示第九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月八日

東北地方整備局長　青山　俊行